

政令第三十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成二十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅部郡鹿部町 二海郡八雲町 広尾郡広尾町」に改め、同表岩手県の項中「西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町」を「西磐井郡平泉町」に改め、同表宮城県項中「同郡大衡村」を「同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町」に改め、同表福島県の項中「東白川郡棚倉町」を「東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町」に改め、同表茨城県の項中「石岡市」を「石岡市 結城市」に、「取手市」を「取手市 牛久市」に改め、同表栃木県の項の次に次のように加える。

埼玉県

久喜市

別表第一千葉県の項中「銚子市」を「銚子市 船橋市」に改め、同表長野県の項中「下水内郡栄村」を「下高井郡野沢温泉村 下水内郡栄村」に改める。

別表第二岩手県の項中「西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町」を「西磐井郡平泉町」に改める。

別表第三千葉県の項中「松戸市」を「松戸市 野田市」に、「東金市」を「東金市 柏市」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。